

ちた市議会だより表紙写真等募集要項

令和5年10月17日

改正 令和6年1月17日

1 趣旨

この要項は、知多市議会（以下「議会」といいます。）において発行しているちた市議会だより（以下「議会だより」といいます。）の表紙に使用する写真、絵画及びイラスト（以下「写真等」といいます。）の募集に関し、必要な事項を定めます。

応募者は、この要項をよくお読みいただき、同意の上、応募してください。また、応募された場合には、この要項の内容に同意したものとみなします。

2 募集の目的

議会だよりをより身近な議会広報紙とするため、表紙に使用する写真等の公募を行い、議会に対する市民の関心を高めることを目的とします。

3 応募資格

知多市在住、在勤又は在学の方（プロアマ、年齢は問いません。ただし、未成年者は保護者の承諾を得てください。）。なお、これに当てはまらない方であっても、市外から知多市を訪れた際に撮影した写真により応募する場合は可とします。

4 応募規定

(1) 写真

ア 知多市の風景、人物、動植物、イベント等を自ら撮影したデジタル写真で、他の募集等に未応募かつ未発表のもの

イ 300万画素以上（2MB以上）で撮影され、A4サイズでの掲載に堪え得るもの。ただし、合成写真、組写真及び極端な画像加工をしたものは対象外とします。

ウ 人物が写っている場合（個人を特定できない程度の写り込みを除きます。）は、応募についてその人物の許可を得ていること。

(2) 絵画及びイラスト

ア 自ら制作した手描き又はデジタルの作品（題材は問いません。）で、他の募集等に未応募かつ未発表のもの

イ 手描きの場合は、はがきサイズ以上かつA3サイズ以下のもの、デジタルの場合はA4サイズでの掲載に堪え得るもの

ウ モデルとなった人物がいる場合は、応募についてその人物の許可を得ていること。

5 応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

(1) 持参又は郵送

応募用紙（別紙）に必要事項を記入の上、写真等のデータをCD又はDVDに収めたもの（手描きの絵画又はイラストの場合は、作品の原本でも可）を、応募用紙とともに以下の宛先へ郵送し、又は持参してください。なお、絵画又はイラストの作品の原本を持参される場合は、議会事務局にて写真撮影またはスキャンをしますので、事前に電話等で御連絡ください。

（宛先：〒478-8601 知多市緑町1番地 知多市議会事務局）

(2) 電子メールによる送付

応募用紙（別紙）に必要事項を記入の上、写真等のデータを応募用紙のデータとともに議会事務局（gikai@city.chita.lg.jp）宛てに電子メールで送付してください。ただし、データ容量が大きい（おおむね8MB以上）と受信できないことがありますので、その場合はほかの方法により提出してください。

(3) インスタグラム（Instagram）への投稿

ハッシュタグ「#ちた市議会だより表紙応募」を付け、テーマ及び撮影場所を記載の上、掲載を希望する号があれば、春夏秋冬のいずれかを記載し、写真等を投稿してください。投稿を議会事務局において確認次第、応募が行われたものとして取り扱います。

6 応募締切

次の表のとおりとします。ただし、各締切日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、その直前の平日までとします。

掲載号	締切日（必着）
-----	---------

冬号（2月1日号）	前年12月15日
春号（5月1日号）	同年3月15日
夏号（8月1日号）	同年6月15日
秋号（11月1日号）	同年9月15日

7 選考等

- (1) 知多市議会広報広聴委員会で審査の上、採用写真等を決定します。なお、審査基準、採用理由等についての問合せはお受けできませんので御了承ください。
- (2) 応募者に対し、必要に応じて内容等の確認を行うことがあります。
- (3) 採用の場合は、事前に応募者に連絡します。また、議会だよりの紙面において、氏名（ペンネーム可）、写真等のテーマ及び撮影場所を紹介します。
- (4) 応募がなかった場合及び審査の結果どの写真等も採用に至らなかった場合は、議会において用意した写真等を表紙に使用します。

8 注意事項

- (1) 応募者は、応募写真等が第三者のいかなる権利（プライバシー、肖像権及び知的財産権を含みます。）も侵害するものではないことを保証することとします。万が一、応募写真等に関連して第三者からの権利侵害、損害賠償請求等の訴訟又は異議申立てがあった場合は、議会は一切責任を負わず、応募者が自らの責任及び費用負担において対応することとします。また、それにより議会に損害が発生した場合は、その損害を応募者が補償することとします。
- (2) 応募者が応募写真等に関連して何らかの被害を受けた場合であっても、議会は一切責任を負いません。
- (3) 応募写真等の著作権は応募者に帰属しますが、議会は、将来にわたり著作物の使用权を有し、応募者の事前の承諾なく印刷物への利用、宣伝広告への利用、知多市公式ホームページへの掲載等が無償であることができることとします。
- (4) 応募にかかる費用は、全て応募者の負担とします。
- (5) 応募写真等を議会だよりの表紙に採用する際、拡大、縮小、トリミング等の処理を行う場合があります。
- (6) 郵送された写真等は、採用の有無にかかわらず、原則として返却しません。返却が必要な場合は、議会事務局まで直接取りに来てください。なお、掲載日

から2か月以上経過した場合又は応募から一定期間経過した場合は処分します。

9 問合せ先

知多市役所議会事務局議事課

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2685

FAX：0562-33-8299

Eメール：gikai@city.chita.lg.jp